

観音包括 かわら版2月

まだまだ寒さが厳しい季節ですが、皆様お変わりなくお過ごしでしょうか。現在、様々な詐欺が多発しており、悪質業者も日々新しい商品や手口を考え、高齢者の財産などを狙っています。被害を未然に防止するためには、自分自身が消費者トラブルについて関心を持って学ぶことが大切です。

今回はトラブル事例を元に、事例に沿ったアドバイスや相談先のご紹介をします。

其の一. 還付金詐欺

例：市役所職員を名乗って、「医療費の還付金がある。今日が手続きの期限なので、すぐに担当者へ連絡してください」と電話があった。そこで教えられた番号へ連絡すると、近くのスーパーのATMで受付番号を入力するよう指示された。

[対応]

- ①ATMを操作しても、お金を受け取ることはできません。
- ②還付金について、市役所から「ATMに行くように」といった連絡をしてくる事はありません。



其の二. 架空請求はがき

例：「国民訴訟お客様管理センター」と公的機関をいつわり、「消費料金に関する最終告知のお知らせ」等の題名のハガキが届いた。

[対応]

- ①訴訟の通知がハガキで来ることはありません。
- ②公的機関や実在する機関の名前があっても焦って連絡しない様にしましょう。



其の三. 名義貸し

例：「あなたは老人ホームに入居する権利を持っている。不要なら名義を貸してほしい」と電話があったので、承諾した。しかし、「名義貸しは犯罪なので逮捕される。お金を払えば解決してあげる」と脅され、指示されるまま宅配便でお金を送ってしまった。

[対応]

- ①名義を貸してと言われたら詐欺です！すぐに電話を切りましょう。
- ②言われるままに現金を送ってはいけません。宅配便で「現金送れ」はすべて詐欺です。



其の四.訪問購入トラブル

例：「不用品を何でも買い取る」という電話があった。「古い洋服ならある」と答え、用意して待っていたが、訪問してきた業者は貴金属を強引に買い取っていった。翌日「返してほしい」と連絡したが、もう手元にないと断られた。

[対応]

- ①売るつもりがなかった物を見せてくれと言われても、きっぱり断りましょう。
- ②訪問購入にもクーリング・オフが適用されます。



(参考元:広島県警、広島県 消費者被害に遭わないために)

★最近はこんな詐欺がありました

～天皇陛下の退位に便乗した商法にご注意～

見知らぬ事業者から「平成から年号が変わる。天皇陛下のアルバムを買わないか」と電話があった。断ったのに一方的に自宅にアルバムが配送され、受け取ってしまった。

- ⇒
- ・断っているのに執拗に勧誘されたという強引なケースもあり、注意が必要です。
 - ・困ったときは、早めにお住まいの自治体の※消費生活センター等にご相談ください。

(参考元:独立行政法人国民生活センター 見守り新鮮情報H30.12.11発行)

※消費者被害に関するご相談は、広島市消費生活センターにご相談ください。

☎ 082-225-3300

広島市中区基町6-27 アクア広島センター街8階

休館日:毎週火曜日 開館時間:10時~19時

広島市観音地域包括支援センター

〒733-0031 西区観音町16-19 3F

☎ (082)292-3582

